

令和3年（ヨ）第10001号 妨害物排除仮処分申立事件

債権者 オハラ樹脂工業株式会社

債務者 JMITU 愛知地方本部 外

## 主張書面（3）

名古屋地方裁判所民事第1部 口係 御中

令和3年3月29日

債務者代理人

弁護士 福井 悅子  
同 稲垣 仁史

債務者は、本主張書面により、債権者の主張書面（2）に対する反論を補充する。

1 本件幟旗や横断幕の設置行為が、団体行動権の行使として正当性をもつものであることは、答弁書及び主張書面（1）で述べたとおりである。

2 「第三 その他の裁判による排除の可能性」での主張に対して

（1）債権者は、主張書面（2）の第三の部分で、「仮に、万一組合による『ビラ貼り』などの組合活動が正当とされる場合であっても、施設管理権が侵害されている状態につき使用者が受忍義務を負うものではなく、撤去の要求に応じられない場合には、裁判所による救済が認められるはずである」との山口浩一郎氏の文献の記述を参考に引用しつつ、「仮に組合による施設管理権を侵害するビラ貼りなどの行為が不当でない場合であっても、会社がこれに対するなんらの対策を講じ得ないとすることもできないはずではなく、相当な手続きと方法をもってビラを撤去することは許されるものである」と主張している。本件に則

していえば、仮に幟旗設置行為が組合活動としての正当性を持つ場合であっても施設管理権等に基づく妨害排除請求は認められるべき、との主張と解される。

(2) しかしながら、正当な争議行為ないし組合活動として民事的・刑事的に免責されるような労働組合の行為（ないし行為に基づく状態）が、施設管理権等に基づく妨害排除請求によれば排除されうることになると、使用者の請求方法の如何によって、正当性の認められる争議行為ないし組合活動が、結局は使用者の行為により阻止・阻害されてしまう結果となる。そのような結果は、使用者に対する関係で正当な争議行為等による労働組合や組合員の損害賠償義務を免責することにより労働者の団結権・団体交渉権・団体行動権等を実質的に保障した労働組合法8条や同法第1条の趣旨を没却することになってしまうことが明らかである。

すなわち、労働組合による正当な争議行為等により使用者の施設管理権等が一定程度制約されうることは労働組合法第8条や第1条が当然に予定しているところといえるのであって、妨害排除請求だからといって正当な労働組合活動が制限されてよい理由はない。そのことは、労働組合法第8条や第1条の当然解釈ないし勿論解釈として導かれるものというべきである。

(3) 労働組合活動やそれによる状態に対し、それが使用者の施設管理権等に対する度の過ぎた制約となるとして排除の必要性が生じることがあるとすれば、それはその労働組合活動に正当性が認められない場合にほかならない。

結局、使用者の施設管理権等に基づく妨害排除請求の場合であっても、それが認められるか否かは、排除の対象とされている労働組合活動の正当性の有無の問題として捉えるべきなのである。

以上